

奈良県告示第三百三十三号

昭和四十五年一月奈良県告示第四百七十七号（奈良県収納代理金融機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和七年一月三十一日

奈良県知事 山下 真

一中「株式会社中京銀行」を「株式会社あいち銀行」に改める。